第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

		アメリカ				
	日本 ¹⁾	連邦最低賃金	州別最低賃金			
根拠規定	最低賃金法(1959)	公正労働基準法(1938)	各州法			
決定方式	審議会方式	議会決定方式	議会決定方式,審 議会方式の併用等			
	・厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。・地域別最低賃金と特定最低賃金があり、このうち特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で250件設定(2011年2月1日現在))。	規定。一定期間毎に見直 州最低賃金は州法による するものがある。	重す等の定めはない。			
設定方式	・地域別(都道府県別)・特定(産業別)最低賃金(全国又は都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律			
最低賃金 額	<地域別> 737円/時間(加重平均,地域により2011年 10月~,及び11月~)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日~) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日~) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日~)	2.00ドル/時間 (オクラホマ州) ~8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年9月現在)			
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	模の小売業・サービ			

					フランス	
	イギリス		ドイツ		SMIC	労働協約 拡張方式
根拠規定	(1998)	労働協約法 (1949)	法(2009)	法(2009改正)	労働法典(1950及び1970 改正)	労働法典
決定方式		労働協約拡 張方式		会方式	審議会方式(最低賃金額 に関する最終的な決定 は,政府が行う)	拡張方式
		の交渉によ る。	の宣受表る勧えがが大きによっている。の宣受表の勧えがである。これでである。の宣受表の勧えがは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、のこのでは、	構委業導討員経 す会で対非明 を を を で対非 の の が と の の が 会 て が 会 て が 会 て が 会 て が 会 て が ら の が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら が	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブー 昇車カラーを加味した、 昇率の半分を加味した。 長上げ案渉委も員会の年7月1日 付けで金額を改定。 〈物価スライルで金額でなって、 消費者額改定。 〈物価スカーのでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
設定方式			地域·業種別	iú	全国一律	地域·業種 別
最低賃金 額	以上)] 6.08ポンド /時間 (2011年10 月~)	による	労社省の法 規命令によ る	_	9.22ユーロ/時間 (2012年1月1日~) 2008年12年の法改正に より,2010年以降SMICの 改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域 内の業種	一業種内(地) り得る)	或別の違いがあ	フランス本土, 海外県及 び 海 外 領 土 の Saint- Pierre-et-Miquelon	

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度(続き)

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

		アメリカ			
	日本 ¹⁾	連邦最低賃金	州別最低賃金		
措置の対	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能 力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓 練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間)	州により異なる。		
影響率等	2.7% (2009年)	時間給で就業する被用者の 3.0%(2008年)			
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る 賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。 違反が繰り返される場合,従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。		
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約, 第131号条約とも	に批准せず。		
労働協約	あり	なし			

					フランス		
	イギリス		ドイツ		SMIC	労働協約拡張方式	
又は減額	[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人,漁師の一部等 [減額措置] 16~20歳 18~20歳までは時給4.98 ポンド, 16歳及び17歳は時給3.68 ポンド, アプレンティスシップ(養成未 ポンド, 割練)参加者で,19歳以上で多加から1年未満の者は2.60 ポンド(2011年10月1日~)	自営	除外] 業者		[適用除外] 労働時間を把握することができない労働者 (訪問販売員などの一部) [減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生,研修 生等 17歳10%減, 17歳未満20%減, (ただし,6か月以上勤 受けている者22~75%	各種雇用援助措置を	
影響率等	全被用者の3.5%(89万 3000人) (2011年)	_	200万人強 (2009年10 月現在)	_	_		
罰則等	未払い分の賃金の50% (100~5,000ポンド)の罰 金	り(7ぎ)出件下条,後	条)。労働者 法と最低労 は50万ユー 罰金(前者 後者は18条)	送り 働条 ロ は 23	(再犯は3,000ユーロ 以下)	き罰金750ユーロ以下	
	第26号条約,第131号条約ともに批准せず。	准)	1号条約は		第26号条約(1930批准 第131号条約(1972批 あり		

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

イギリス:ビジネス・イノベーション・技能省(BIS), 低賃金委員会ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト

フランス:労働・雇用・厚生省ウェブサイト等

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。 この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との 整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引上げ等が改め られた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度(続き)

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金	1,424.40	1,498.87	1,757.56	641.50	485.00	739.56
額	ユーロ/月	ユーロ/月	ユーロ/月	ユーロ/月	ユーロ/月	ユーロ/月
	(2011年1月1	(2011年5月	(2011年1月~)	(2011年1月	(2011年1月	(2010年7月
	日~)	~)		~)	 ∼)	~)
改定	年9回 (1日1日	通費9年171 亩	経済成長及び	労はの音目な	政労はによる	通費9年171 亩
W.E	及び7月1日)		所得水準の変			
	の改定。		化に基づき、2年			
	-> 50,000		に1度政府が改			
		中央協定)。	定。その間も生	1又は2度政府	生産性等に基	中央協定)。
		その間も消費	計費の上昇によ	が法令により	づき毎年政府	
		者物価の上昇	り改定。	改定。	が改定。	
		により改定。				
日/郷土/佐	A 44 H 47 A			A ht III = 1/2 o 1		
影響率等	全被用者の 4%		フルタイム被用 者の15.1%	全被用者の1 ~3%	フルタイム 彼 用者の4.0%	
	(2005年)		(2005年末)	(2005年末)	(2005年末)	
適用除		公的部門の被	15~17歳は20			
外・減額			~25%減,障害		50%減,養成	
措置		訓練生は適用		/ - / / / / / / / / / / / / / / /	訓練生20%	
	(30~85%減)	除外。			減。	
		20歳:6%減,				
		19歳:12%減,				
		18歳:18%減,				
		17歳:24%減,				
		16歳以下: 30%減。				
		30%(夙。				
ンション・ト	→ h	+ n	+ n	+ n	+ n	+ n
労働協約 拡張適用	めり	あり	あり	あり	あり	あり
加饭週用 制度						
叩及	l					

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金 額	1,260元/月 (北京市・2012 年1月~)	4,580 ウォン/時間 (2012年1月~)	300バーツ/日 (バンコク・2012 年4月~)	1,529,150ルピア	非農業: 426ペソ/日, 農業:
改定	はなく4・自治区・ 連轄市の人 政保 がが定規を がが定規を がが定規に は と は と は と は る り に り に り に り に り に り の り の り の り が が 定 え に り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	な員決長年労議け時期なる会を下り、長年労働会で決している会をですります。 ない とり はい	使賃員が額議定議の全(官)日審改閣でのでのでは、現代のでは、現代のでのでは、現代のでのでは、現代のでのでは、現代のでのでは、現代の	月1年に改定。決知置三ををは、決知置三ををは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	各地球17の地球17の地球17の地球17の地球17の地球性でよびから金が地で最れの服の場では、団体のは、団体のは、国際のいないは、国際のいないでは、国際のいないでは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際の
影響率等		全体の14.6% (234万人) (2012年)			
適用除額 措置		可を受けた者	政機関,農業,国営企業等は適用除外。	満除額等て度置最能賃日地局、土地したが、大地にルビアに変換を2億企業を対したがではと25%減不ける当終をである。賃なが前域を超減不は、310該任事に、25%減減不は、310該任事に、25%減減不は、310該任事に、25%減減が、25%減が、25%減減が、25%減減が、25%減減が、25%減減が、25%減減が、25%減がが、25%減減が、25%減が、25%減が、25%減が、25%減が、25%減が、25%減が、25%減減が、25%減	農水・ で で で で の 個の の の の の の の の の の の の の の
労働協約 拡張適用 制度	原生労働省ウェブ		_	_	_

資料出所 厚生労働省ウェブサイト

オランダ: 社会問題雇用省ウェブサイト 中国: 労働社会保障部発表資料 韓国: 韓国労働部ウェブサイト

特国・特国の関ロッキンター・ タイ:労働省資料 インドネシア:労働移住省資料 フィリピン:労働雇用省資料,各国資料等により労働政策研究・研修機構作成